

影響緩和措置対象施設の設定について

1 基本的な考え方

計画停電を実施する場合につきましては、すべてのお客さまを停電の対象とさせていただくことを原則といたしますが、国の電力需給に関する検討会合（第6回）・エネルギー・環境会議（第8回）合同会合で示された特例の方針をふまえた国からの指示に基づき、次の施設を影響緩和措置対象施設の対象として設定いたしました。

- (1) 医療機関（救急医療機関、周産期母子医療センター、災害拠点病院等）
- (2) 国の安全保障上極めて重要な施設
- (3) 国の主要な機関、北海道庁、北海道警察本部、消防本部等

注1）新電力（特定規模電気事業者）から電力供給を受けている場合も計画停電の対象となります。

注2）技術的に可能な範囲で鉄道、航空等の施設も影響緩和措置対象といたします。

注3）一部の施設につきましては、調整中です。

なお、影響緩和措置対象施設と同一の配電線路から電気の供給を受けているお客さまにつきましても、通電対象となります。

2 影響緩和措置対象施設の具体的な類型

項目	施設名
医療機関	救急医療機関、周産期母子医療センター、災害拠点病院等
鉄道	J R、地下鉄等（技術的に可能な範囲で）
航空	空港、管制施設等（技術的に可能な範囲で）
警察	北海道警察本部等
消防	消防本部等
その他	北海道庁、市・区役所、町村役場の本庁舎等

注1） 特別高圧で電気の供給を受けているお客さま（大規模工場、大学等）につきましては、技術的に可能な範囲で、大幅なピークカット等を条件に、一定程度の連続操業が可能な形での計画停電等を実施いたします。

注2） 災害等が発生あるいは予想される場合は、計画停電の実施にあたり可能な限り配慮いたします。また、国からの指示に基づき、原子力発電所周辺地域についても影響緩和措置の対象といたします。

以上